

令和 3 年度 第 3 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 3 年 6 月 2 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第 2 庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	山 崎 薫	○	2	山 崎 正 義	×
3	岡 野 正 幸	○	4	須 賀 喜 佐 子	○
5	三 保 田 操 夫	○	6	藤 江 健 広	○
7	今 井 一 忠	○	8	八 木 大 輔	○
9	鈴 木 洋 子	○	1 0	石 塚 要	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	岡 田 嘉 男	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○		三 反 崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	永 野 浩 司 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	横 川 朝 治 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	滑 川 浩 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主任主事 前野
-------	-------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 6 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 7 報告第 3 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p> <p>日程第2</p> <p>日程第3</p>	<p>黒田事務局長補佐が開会を告げる。午後1時30分</p> <p>【開会の宣言】</p> <p>◎議長 ただいまから、令和3年度第3回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員13名、最適化推進委員7名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p>【会議録署名委員の指名について】</p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 1番 山崎 薫 委員 3番 岡野 正幸 委員 以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p> <p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略します。</p>

No.1 について、事務局説明願います。

◎事務局

議案書 3 ページになります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について

申請地は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇-〇 地目は田、面積は〇〇〇m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲受人は〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、田が〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>、畑が〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>合計で〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。

案内図は 1 ページになります。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営規模の拡大です。

譲受人の今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>になり、五反要件は満たしています。

おもな作付作物は、水稻と露地野菜です。

農機具の所有状況は、トラクター 1 台、田植機 1 台、噴霧器、1 台、コンバイン 1 台、農業用トラック 1 台、草刈機 3 台を保有しています。

譲受人の農作業暦は 7 年で、その他世帯員の労働者は 1 人です。

自宅から申請地までの通作距離は、約 4.4 km です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人が年間 150 日、妻の〇〇さんは、40 日で、世帯合計 190 日になり、年間の農作業従事日数 150 日以上の要件は満たしております。

周辺地域との関係については、引き続き申請地は水稻栽培を行い地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

農地法の許可要件は満たしております。

なお、売買金額は、〇〇万円、1 反当たり〇〇万円です。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎鈴木委員

6 月 21 日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎今井委員

東埼玉道路には関係ないのでしょうか。

◎事務局

東埼玉道路側道と中川の間土地になります。

◎今井委員

<p>日程第 4</p>	<p>東埼玉道路の本道には関係ないのでしょうか。</p> <p>◎事務局 そこまでは分かりません。</p> <p>◎議長 ほかにありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は許可されました。</p> <p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1 について、事務局説明願います。</p> <p>◎事務局 案内図は 2 ページをご参照願います。議案資料 1 ページ、土地利用計画図も併せてご参照ください。 申請地は〇〇〇〇〇〇-〇、地目は畑、面積は〇〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇-〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇と〇〇〇〇〇〇-〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。 転用目的は自己用住宅敷地です。 転用理由について、私〇〇〇〇〇は松伏町にある実家で生まれ、就職と共に実家を出ておりましたが、父の体調を崩した事をきっかけに長男として同居することを検討していました。 しかし、実家には弟たちが同居しており、私の家族も妻と子ども 4 人の 6 人家族である為、一緒に住むことは難しいと考え断念しました。せめて、父の住む〇〇〇〇〇-〇の近くに住むことを考え、土地探しを 2 年ほどしていました。 いろいろな方と相談している中で、松伏町及び近隣市町の市街化調整区域に 20 年以上住んでいる 6 親等以内の親族がいれば、市街化調整区域に自己用住宅を建築できることを知りました。私の母方の祖母が〇〇市の市街化調整区域に 20 年以上住んでいるため該当することも分かりました。 そこで、市街化調整区域まで土地探しの範囲を広げたところ申請地に出会うことができました。</p>
--------------	---

私は6人家族であり、建物の面積もおおきくなってしまいます。駐車場や駐輪場のスペースも必要です。今は車1台ですが、家族を考えると最低2台、数年後の子どものことを考えると5台分のスペースが必要です。また、物置も必要と考えています。

私たち家族が安心して住むことが出来て、一番の目的である父の住む家に近い場所である申請地が最良であると考えています。

工事期間は、許可後から来年1月20日までの予定です。

被害防除対策について、敷地外周をコンクリートブロック2段積で被害防除を行います。

排水については、合併浄化槽5人槽を設置し、地先の既設側溝へ排出します。

資金計画については、土地購入費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円合計で〇〇〇〇万円。全額金融機関からの融資で対応することと、〇〇〇〇万円の融資審査通知書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

また、20年居住の要件については、母方の祖母が〇〇市の市街化調整区域に20年以上在住している住民票及び戸籍謄本が添付されていますので要件は整っています。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎須賀委員

6月18日金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.2について事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページをご参照願います。資料の土地利用計画図は2ページをご参照ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇ー〇で、畑、面積は〇〇〇m<sup>2</sup>です。令和〇〇年〇〇月〇〇日に農振除外済です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇ー〇に住所を置く、〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん。〇〇〇〇販売、その他各種食料品卸小売業を行っている企業です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇ー〇に在住の〇〇〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

転用目的は敷地拡張による駐車場です。

転用理由について、弊社は昭和〇〇年に〇〇〇〇で〇〇業を創業し、昭和〇〇年に〇〇〇〇に拠点を移し〇〇〇〇を設立しました。

弊社の大きな特色は、自社で冷蔵冷凍車を導入し、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城の広域エリアに自社便で配送をしていることです。細心の注意を払って、商品を管理し、可能な限り直接お届けすることが弊社の使命であり、弊社の特色であると自負しています。冷凍冷蔵車のための駐車場は必要不可欠です。

また、平成〇〇年に新設されました〇〇工場は昼夜2交代制で稼働しており、従業員の大半は自家用車で通勤しております。そのため駐車場は常に満車にはならずとも、従業員一人に1箇所、配送用冷凍冷蔵車1台に1箇所の駐車場を設け、車両の安全管理に万全、細心の注意を払うことを重要としております。今回申請地の駐車場は弊社にとって念願でございました。工場・駐車場敷地に隣接し、現状と同様の管理ができます。車上荒らし、車の破損事故や悪戯等の被害を受けないためにも、目の届く申請地は駐車場用地としては最良の土地であります。

今後も工場敷地、駐車場敷地と共に清掃と安全面の管理に十分配慮し、近隣の土地所有者様、会社等へ迷惑のかかることないように努めてまいります。

とのことです。

被害防除対策について、水路との境界にはコンクリートブロックを2～5段設置し被害防除を行います。敷地内は砂利敷きで、再生砕石を敷きならしめます。

また、図面では水路のり敷き斜線部分に堤コンクリートを施工する計画でしたが今回はやらないということで図面の差し替えがきております。

工事期間については、2ヶ月間を予定しています。

資金計画については、土地購入費〇〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの〇〇〇〇万円の残高証明書が添付されています。資金計画については問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎須賀委員

6月18日金曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

	<p>◎議長 被害防除対策について、水路敷ののり敷きが崩れるようなことはないですか。</p> <p>◎事務局 ないと考えています。</p> <p>◎議長 その他、ご質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p><b>【報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の受理について】</b></p>
日程第5	<p>◎議長 続いて日程5報告第1号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区で物置、駐車場と自己用住宅敷地の届出がありましたので、ご報告させていただきます。</p>
日程第6	<p><b>【報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について】</b></p> <p>◎議長 続いて日程6報告第2号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地内で飲食店敷地と〇〇地内で分譲住宅敷地の届出がありましたので、ご報告させていただきます。</p>
日程第7	<p><b>【報告第3号 農地法第18条の規定による合意解約について】</b></p> <p>◎議長 続いて日程7報告第3号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地内で合意解約の通知がありましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>◎議長</p>

以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。  
その他として、委員または事務局から何かありますか。

◎議長

山崎委員をお願いします。

◎山崎秀夫委員

事前の現地調査時に違反等が疑わしい場合、総会時に現況写真を提示できないか。

◎議長

事務局いかがですか。

◎事務局

そのような時には、現況写真を提示するようにします。

◎議長

その他何かありますか。山崎委員をお願いします。

◎山崎秀夫委員

町で不許可としても県で許可になってしまうため町の農業委員会が必要なのではないかという新聞記事があったがいかがか。

◎議長

事務局をお願いします。

◎事務局

町の段階で不許可相当として県に進達し、その後、県の補正により不許可の要因が解消された場合は許可となります。

また、町農業委員会はいらないというような記事は見えていないです。

現段階では、国、県において農地法の申請における公印の廃止等について通知が来ておりますが町の農業委員会が必要ないといった通知は来ておりません。

◎山崎秀夫委員

分かりました。

◎議長

その他何かありますか。事務局をお願いします。

◎事務局

- ・除外協議会への委員選出について
- ・農業者年金のパンフレットについて
- ・次回総会の日程について
- ・農業収穫祭実行委員会について
- ・利用状況調査説明会について
- ・令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会について

	<p>◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎高橋会長代理 長時間に渡り審議ありがとうございます。コロナウイルスのワクチン接種が進んでいるかと思いますが2回接種すると大分効果があるようです。 お疲れ様でした。</p> <p>◎議長 ご苦労様でした。</p>
--	---

午後2時20分、高橋實会長代理より、閉会の辞を以って終了する。  
会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長      \_\_\_\_\_

署名委員      \_\_\_\_\_

署名委員      \_\_\_\_\_